

都市計画税の用途

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。

一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。決算において生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。

【歳入】

都市計画税 **1,352,797 千円**

【歳出】

都市計画事業に要する経費 **3,152,729 千円**

(単位：千円)

事業区分	令和8年度 (2026年度) 予算額	財源内訳								
		特定財源				一般財源等				
		国庫支出金	都支出金	地方債	その他	うち 都市計画税	うち 都市計画 事業基金	うち 下水道事業 会計負担分		
都市計画事業	街路事業	575,000	80,000	40,000	0	0	455,000	0	455,000	0
	公園事業	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0
	下水道事業	1,585,998	164,576	105,328	1,064,900	100,711	150,483	0	100,000	50,483
	その他	241,937	0	0	0	0	241,937	437	241,500	0
	小計	2,403,935	244,576	145,328	1,064,900	100,711	848,420	437	797,500	50,483
地方債償還額	一般会計	199,762	0	0	0	0	199,762	199,762	0	0
	下水道事業会計	549,032	0	0	0	0	549,032	262,830	0	286,202
	小計	748,794	0	0	0	0	748,794	462,592	0	286,202
合計	3,152,729	244,576	145,328	1,064,900	100,711	1,597,214	463,029	797,500	797,500	

都市計画税収入	1,352,797
都市計画事業基金積立額	889,768